

第6次NACCSサービス開始後の第5次NACCSのオンライン稼働について

【特別運用期間の提供】

平成29年8月

輸出入・港湾関連情報処理センター

第5次NACCSの特別運用について

第6次NACCS稼働後は、第5次（現行）NACCSによるオンライン業務は全て停止いたしますが、移行処理の対象外となる一部の管理資料や第5次NACCSで発生した滞留電文（障害電文、メール電文）の取出しを可能とするため、次期（第6次）NACCSサービス開始後に第5次NACCSを以下のとおり、一定期間、特別運用として稼働いたします。

利用者の皆様は、特別運用期間において、必要な管理資料及び滞留電文の取出しを終えるまでは、第5次NACCSが利用可能な環境（第5次NACCS用パッケージソフトもそのままご利用いただく必要があります。また、回線に関しては、次ページ以降を参照ください。）を維持いただきますようお願いいたします。

1. 特別運用期間

第5次NACCSの特別運用期間は、次のとおりとなります。

平成29年10月8日（日）07：00（予定） から 同年10月17日（火）18：00（予定）

2. 第5次NACCSで作成する管理資料の配信等

特別運用期間に取出しの対象となる管理資料（日報・月報・週報）は、第6次NACCS稼働後、10月8日（日）に第5次NACCSにおいて作成のうえ配信いたします。配信後、特別運用期間中に必ず第5次NACCS用パッケージソフトの「業務（J）＞管理資料情報（T）【取出（T）】」等により、第5次NACCSに接続しているパソコン等から取出しを行ってください。

対象管理資料の詳細については、本年9月の移行説明会でご案内いたしますが、特に、平成29年10月8日（日）に配信される「一括納付書情報」は第6次NACCSへの移行対象外となりますので、第5次NACCS特別運用期間中にパッケージソフト等を利用して10月17日（火）までに取得してください。

3. 第5次NACCSで発生した滞留電文

第5次NACCSで発生した滞留電文（障害電文・メール電文）については、滞留電文の保存期間は滞留が発生した日から7日間となっていますが、特別運用期間中は削除されませんので、7日間経過した後でも取り出すことが可能です。特別運用期間中に、必ず第5次NACCSに接続しているパソコン等から取出しを行ってください。

第5次NACCS特別運用期間＜移行後の管理資料等の取出し可能日時＞

	10月8日（日） ～ 10月17日（火）
	（利用者コード毎に作成）
第5次NACCSで作成する月報等	第5次NACCSでの取出し可能日時 （10月8日（日）07：00～10月17日（火）18：00）
滞留電文	第5次NACCSでの取出し可能日時 （10月8日（日）07：00～10月17日（火）18：00）

特別運用期間中における利用料金について

第5次NACCS特別運用期間における利用料金については、以下のとおり取り扱うこととなりますので、ご注意ください。

1. 利用料金

特別運用期間中においては、管理資料取出し及び滞留電文等取出しのみが可能となっていますので、利用料金の課金は行われません。

2. 回線使用料

(1) 第5次NACCSと第6次NACCSで回線種別を変更（切替）する場合の対応

例えば、第5次NACCSで64K等回線を利用している者が、第6次NACCSからは1M回線に切り替える場合が該当します。この場合、特別運用期間中は、第5次NACCSで使用している64K等回線を利用して管理資料取出しを実施いただくこととなります。

- ① 第5次NACCSで使用している64K等の回線については、10月7日をもって回線廃止の手続きを必ず実施してください。この場合、10月1日～7日分の回線使用料を日割計算により請求させていただきます。
- ② なお、7日をもって回線廃止の手続きを取った場合であっても、10月17日までは64K等回線の利用を可能とし、10月8日～17日の間の回線使用料については無料とします。
- ③ ただし、ルータ等の回収（撤去）費用の扱いは以下のいずれかから選択いただくこととなります。
 - イ. 利用者自身が回収機器（DSU、電源、ルータ、ケーブル）を纏めて梱包状態とし、回収業者の往訪時に引渡し（費用負担無し）
 - ロ. 回線ベンダー作業員が往訪し、機器を取り外しのうえ撤去する（撤去費用を負担いただきます。）

【重要】 第5次NACCSで利用している64K回線等の専用回線について、10月7日をもって廃止する手続きが行われなかった場合、10月8日以降も通常どおり回線使用料を請求させていただくこととなりますので、確実に廃止手続を実施してください。

第5次NACCS（29.10.1～7）					特別運用期間（H29.10.8～17）				
H29.7～H29.9					H29.10.1～H29.10.7（日割）				
利用回線	回線使用料	ルーター使用料他		合 計	回線使用料	ルーター使用料		合 計	H29.10.8～H29.10.17
		平日9～18	24h365日			平日9～18	24h365日		
64K	20,700	3,700		24,400	5,448	835		6,283	-
64K	20,700		5,600	26,300	5,448		1,264	6,712	-
※本表に示す料金は例示であり、正確な料金ではありません。					10/7廃止とする手続有：日割計算				
					10/7廃止とする手続無：廃止手続がなされるまでは料金徴収の対象とする				
					10.8以降利用分は料金徴収の対象外とする				

特別運用期間中における利用料金について

(2) ダイヤルアップ回線、D/I回線廃止に伴う対応

第5次NACCSでダイヤルアップ回線、D/I回線を利用している者が第6次NACCSで他の専用回線等に切り替える場合は、以下の対応とさせていただきます。なお、特別運用期間中は、旧回線を利用して管理資料取出し等を行うことも可能ですが、可能な限り、事前に他の回線へ切り替えを行ってください（注1）。

① 第6次NACCSで提供廃止となるダイヤルアップ回線、D/I回線については、必ず、10月7日の利用をもって廃止とする手続きを行ってください。この場合、10月1日～7日分の回線使用料を日割計算により請求させていただきます（注2）。
なお、10月6日以前で解約申し込みがあった場合は、廃止希望日をもって利用を停止いたします。

② 10月7日をもって回線廃止の手続きを取った場合であっても、10月17日まではダイヤルアップ回線等の利用を可能とし、10月8日～17日の間の回線使用料については無料とします。

③ ただし、ルータ等の回収（撤去）費用の扱いは以下のいずれかから選択いただくこととなります。
イ. 利用者自身が回収機器（DSU、電源、ルータ、ケーブル）を纏めて梱包状態とし、回収業者の往訪時に引渡し（費用負担無し）
ロ. 回線ベンダー作業員が往訪し、機器を取り外しのうえ撤去する（撤去費用を負担いただきます。）

（注1）10月更改時をタイミングとする専用線への切替申込みは締め切っています。また、netNACCSへの切り替えを希望する場合は、既にご案内のとおり、8月28日（月）が締め切りとなっています。

（注2）ダイヤルアップ回線のうち、利用可能時間3時間までの基本料金を選択している場合で、10月に3時間を超えて利用があった場合、8日以降17日までの利用に関しても従量料金を請求させていただきます。

第5次NACCS（29.10.1～7）								特別運用期間（H29.10.8～17）				
H29.7～H29.9					H29.10.1～H29.10.7（日割）				H29.10.8～H29.10.17			
利用 回線	回線 使用料	屋内 配線 DSU	ルータ	合 計	回線 使用料	屋内 配線 DSU	ルータ	合 計	回線 使用料	屋内 配線 DSU	ルータ	合 計
Dial_ UP	700～ + 9/M		3,700	4,400 +9/M	158 + 9/M		835	993 +9/M	-	-		-
Dial_ UP	700～ + 9/M		5,600	6,300 +9/M	158 + 9/M		1,264	1,422 +9/M	-		-	-
DI/ 64K	18,000	60 1,700	29,700	49,460	4,064	13 383	6,706	11,166	-	-		-
					10.1～7分は日割計算とする				10.8以降利用分は料金徴収の対象外とする			

※本表に示す料金は例示であり、正確な料金ではありません。